

四とする。附則第一項中「昭和三十六年三月三十日」を「昭和四十一年三月三十日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第六条第六項の規定は、同日以後において実施される災害復旧事業について適用する。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第三条第一項及び第二項の規定に基づきすでに決定されている復興計画を変更しなければならない。

3 第三条第一項及び第二項の規定により、改正前の同条の規定に基づきすでに決定されている復興計画を変更しなければならない。

理 由

奄美群島復興計画に基く事業の実施状況にかんがみ、奄美群島復興計画の実施期間を十箇年に改めることとし、奄美群島における災害復旧事業について、国の負担率を高めることができるなどとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○都務大臣 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申上げます。

戦後八年間にわたる行政分離の後、昭和二十八年十二月に本土に復帰した奄美群島の復興を促進するため、翌二十九年六月奄美群島復興特別措置法が制定され、同法に基いて五ヵ年間の復興計画が樹立されまして、現在まで四ヵ年間諸般の復興事業が実施されて参つたのであります。これらの復興事業の実施によりまし

て群島の産業経済その他公共施設の復興ぶりはまことに目ざましく、群島の面目は一新せられつつあるのであります。昭和三十一年における群民所得は復興計画樹立後現在に至りますまでの四ヵ年間の事業実施の状況にかんがみまして、計画事業の内容について種々再検討を加え、計画の期間を延長することが必要と考えられるに至つたのであります。

奄美群島復興特別措置法に基き内閣総理大臣の諮問機関として設置されおります奄美群島復興審議会におきましても、昨年末、立ちおくれた民度を向上し群島経済の自立化を促進するため現在の復興計画を改訂し、その実施期間を十カ年間に延長する必要が認められるので、すみやかに所要の法律改正を行うべき旨の意見を提出している次第であります。

以上申し上げましたような事情にかんがみまして、今回法の有効期間及び復興計画の期間の延長を中心とする奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。この際あわせて、奄美群島の特殊事情を考慮して、同群島における公共土木施設災害復旧事業の国の負担率に特例を設けることいたしまして必不可少的な規定の整備をはかりたいと存じます。

以上この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

第三条 寄附募集を行う場合においては、その責任者は、寄附募集

○矢尾委員長 本案に対する質疑は次に譲ることとしたします。

本法律案は御承知の通り前国会よりの継続審議であります。すでに前国会において提出者より趣旨説明を聽取いたしておりますが、会期も改まりますので、あらためて提出者より趣旨説明を求めるにいたします。北山愛郎君。

○矢尾委員長 本案に対する質疑は次に譲ることとしたします。

本法律案は御承知の通り前国会よりの継続審議であります。すでに前国会において提出者より趣旨説明を聽取いたしておりますが、会期も改まりますので、あらためて提出者より趣旨説明を求めるにいたします。北山愛郎君。

○矢尾委員長 本案に対する質疑は次に譲ることとしたします。

本法律案は御承知の通り前国会よりの継続審議であります。すでに前国会において提出者より趣旨説明を聽取いたしておりますが、会期も改まりますので、あらためて提出者より趣旨説明を求めるにいたします。北山愛郎君。

を行おうとする区域の属する市町村の長に対し、当該市町村の区域にかかる次に掲げる事項を記載しなければならない。

5 市町村長は、寄附募集審査会から前項の規定に基く審査の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(寄附募集の届出)

第四条 街頭募金の方法又は文書図画の頒布若しくは掲示、放送その他一般的周知方法のみにより寄附募集を行う場合は、その責任者は、前条第一項の規定にかかるわらず、寄附募集を行おうとする区域が一の市町村の区域内である場合においては当該市町村の長に、二以上の市町村の区域にわたる場合においては当該区域の属する都道府県の知事に、二以上の都道府県の区域にわたる場合においては自治庁長官に、あらかじめ、文書で届け出て寄附募集を行おうことができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。(適用除外)

第五条 法人その他の団体又はその構成員(職員その他の従業者を含む。以下本条において同じ。)が当該法人その他の団体の構成員に対して行う寄附募集については、この法律の規定は、適用しない。ただし、部落会、町内会その他これに類する地域的団体及び地域性質を有する後援会、賛助会、青年会、婦人会その他これに類する団体で政令で定めるもの又はこれら

の構成員が、当該団体の構成員に對して戸別訪問の方法又は募集金

の許可の申請に対し決定をするには、寄附募集審査会の意見を聞かなければならぬ。

2 寄附募集の目的、方法その他の

3 市町村長は、次の各号の一に掲げる事由があると認めるときは、寄附募集の許可をしてはならない。

4 寄附募集の全容に関し参考となる事項を記載した書類を前項の規定により提出する文書に添付しなければならない。

5 市町村長は、次の各号の一に掲げる事由があると認めるときは、寄附募集の許可をしてはならない。

6 寄附募集に従事する者の住所、氏名、年令及び職業

7 募集金品等の管理及び処分の方法

8 寄附募集を行おうとする区域及び期間

9 寄附募集の目標額及び目標数量

10 寄附募集に要する経費の概算

11 寄附募集に従事する者の住所、氏名、年令及び職業

12 寄附募集を行おうとする区域及び期間

13 寄附募集の目的

14 寄附募集の方法

15 寄附募集の期間

16 寄附募集の目標額

17 寄附募集の実行方法

18 寄附募集の実行期間

19 寄附募集の実行方法

20 寄附募集の実行期間

21 寄附募集の実行方法

22 寄附募集の実行期間

23 寄附募集の実行方法

24 寄附募集の実行方法

25 寄附募集の実行方法

26 寄附募集の実行方法

27 寄附募集の実行方法

28 寄附募集の実行方法

29 寄附募集の実行方法

30 寄附募集の実行方法

31 寄附募集の実行方法

32 寄附募集の実行方法

33 寄附募集の実行方法

34 寄附募集の実行方法

35 寄附募集の実行方法

36 寄附募集の実行方法

37 寄附募集の実行方法

38 寄附募集の実行方法

39 寄附募集の実行方法

40 寄附募集の実行方法

41 寄附募集の実行方法

42 寄附募集の実行方法

43 寄附募集の実行方法

44 寄附募集の実行方法

45 寄附募集の実行方法

46 寄附募集の実行方法

47 寄附募集の実行方法

48 寄附募集の実行方法

49 寄附募集の実行方法

50 寄附募集の実行方法

51 寄附募集の実行方法

52 寄附募集の実行方法

53 寄附募集の実行方法

54 寄附募集の実行方法

55 寄附募集の実行方法

56 寄附募集の実行方法

57 寄附募集の実行方法

58 寄附募集の実行方法

59 寄附募集の実行方法

60 寄附募集の実行方法

61 寄附募集の実行方法

62 寄附募集の実行方法

63 寄附募集の実行方法

64 寄附募集の実行方法

65 寄附募集の実行方法

66 寄附募集の実行方法

67 寄附募集の実行方法

68 寄附募集の実行方法

69 寄附募集の実行方法

70 寄附募集の実行方法

71 寄附募集の実行方法

72 寄附募集の実行方法

73 寄附募集の実行方法

74 寄附募集の実行方法

75 寄附募集の実行方法

76 寄附募集の実行方法

77 寄附募集の実行方法

78 寄附募集の実行方法

79 寄附募集の実行方法

80 寄附募集の実行方法

81 寄附募集の実行方法

82 寄附募集の実行方法

83 寄附募集の実行方法

84 寄附募集の実行方法

85 寄附募集の実行方法

86 寄附募集の実行方法

87 寄附募集の実行方法

88 寄附募集の実行方法

89 寄附募集の実行方法

90 寄附募集の実行方法

91 寄附募集の実行方法

92 寄附募集の実行方法

93 寄附募集の実行方法

94 寄附募集の実行方法

95 寄附募集の実行方法

96 寄附募集の実行方法

97 寄附募集の実行方法

98 寄附募集の実行方法

99 寄附募集の実行方法

100 寄附募集の実行方法

101 寄附募集の実行方法

102 寄附募集の実行方法

103 寄附募集の実行方法

104 寄附募集の実行方法

105 寄附募集の実行方法

106 寄附募集の実行方法

107 寄附募集の実行方法

108 寄附募集の実行方法

109 寄附募集の実行方法

110 寄附募集の実行方法

111 寄附募集の実行方法

112 寄附募集の実行方法

113 寄附募集の実行方法

114 寄附募集の実行方法

115 寄附募集の実行方法

116 寄附募集の実行方法

117 寄附募集の実行方法

118 寄附募集の実行方法

119 寄附募集の実行方法

120 寄附募集の実行方法

121 寄附募集の実行方法

122 寄附募集の実行方法

123 寄附募集の実行方法

124 寄附募集の実行方法

125 寄附募集の実行方法

126 寄附募集の実行方法

127 寄附募集の実行方法

128 寄附募集の実行方法

129 寄附募集の実行方法

130 寄附募集の実行方法

131 寄附募集の実行方法

132 寄附募集の実行方法

133 寄附募集の実行方法

134 寄附募集の実行方法

135 寄附募集の実行方法

136 寄附募集の実行方法

137 寄附募集の実行方法

138 寄附募集の実行方法

139 寄附募集の実行方法

140 寄附募集の実行方法

141 寄附募集の実行方法

142 寄附募集の実行方法

143 寄附募集の実行方法

144 寄附募集の実行方法

145 寄附募集の実行方法

146 寄附募集の実行方法

147 寄附募集の実行方法

148 寄附募集の実行方法

149 寄附募集の実行方法

150 寄附募集の実行方法

151 寄附募集の実行方法

152 寄附募集の実行方法

153 寄附募集の実行方法

154 寄附募集の実行方法

155 寄附募集の実行方法

156 寄附募集の実行方法

157 寄附募集の実行方法

158 寄附募集の実行方法

159 寄附募集の実行方法

160 寄附募集の実行方法

161 寄附募集の実行方法

162 寄附募集の実行方法

163 寄附募集の実行方法

164 寄附募集の実行方法

165 寄附募集の実行方法

166 寄附募集の実行方法

167 寄附募集の実行方法

168 寄附募集の実行方法

169 寄附募集の実行方法

170 寄附募集の実行方法

171 寄附募集の実行方法

172 寄附募集の実行方法

173 寄附募集の実行方法

174 寄附募集の実行方法

175 寄附募集の実行方法

176 寄附募集の実行方法

177 寄附募集の実行方法

178 寄附募集の実行方法

179 寄附募集の実行方法

180 寄附募集の実行方法

181 寄附募集の実行方法

182 寄附募集の実行方法

183 寄附募集の実行方法

184 寄附募集の実行方法

185 寄附募集の実行方法

186 寄附募集の実行方法

187 寄附募集の実行方法

188 寄附募集の実行方法

189 寄附募集の実行方法

190 寄附募集の実行方法

191 寄附募集の実行方法

品等の割当の方法（これに類する方法を含む。）によつて行う寄附募集については、この限りでない。

第六条 国又は地方公共団体の行う寄附募集、政党その他の政治団体の行う政治活動のための寄附募集及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）その他の法律の規定により認められた寄附募集については、この法律の規定は、適用しない。

（寄附募集の公表）

第七条 市町村長は、第三条の規定による許可をしたときは、寄附募集の責任者にその許可の証明書を交付するとともに、同条第一項各号に掲げる事項につき、その要旨を公表しなければならない。

2 市町村長、都道府県知事又は自治府長官は、第四条の規定による届出を受理したときは、寄附募集の責任者にその届出受理の証明書を交付するとともに、同条第二項の規定による届出の要旨を公表しなければならない。

3 前二項の規定による公表は、市町村長においては、そのあらかじめ告示で定めたところの周知せし易い方法により、都道府県知事においては都道府県の公報により、自治府長官においては官報により、これをしなければならない。

（寄附募集審査会）

第八条 市町村長の諸間に応じ、寄附募集に関する審査を行わせるため、市町村に寄附募集審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、寄附募集に關し、市

町村長に對して意見を述べることができる。

3 審査会は、学識経験のある者及び産業団体、労働団体、文化団体その他の団体の構成員のうち識見の高い者で当該市町村の区域内に住所を有するもののうちから、市町長が、任命する委員七人以内で組織する。

4 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。6 審査会に、会長一人を置く。会長は、委員が互選する。

7 前各項に規定するもののほか、審査会に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（寄附募集の場合の制限）

第九条 寄附募集の責任者又は寄附募集に從事する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 寄附募集を行ふ場合には、第十七条第一項又は第二項の規定によつて寄附募集を行ふ場合には、第

より交付する許可の証明書若しくは届出受理の証明書又はこれらとの写を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示すること。

二 寄附募集を行ふに當つては、強請にわたる行為をしないこと。

三 募集金品等を寄附募集の目的以外に処分し、又は使用しないこと。

（関係書類の備付及び提出）

第十一条 寄附募集の責任者は、総理

府令で定めるところにより、必要な帳簿書類を備え、募集金品等の現在高その他必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。

2 市町村長、都道府県知事又は自治府長官は、その許可又は届出にかかる寄附募集に關し必要があると認めるときは、当該寄附募集の關係書類の提出を命ずることがで

きる。

3 寄附募集の責任者は、募集金品等の処分を完了したときは、すみやかに、総理府令で定めるところにより、その結果を当該寄附募集の許可又は届出にかかる市町村長、都道府県知事又は自治府長官に報告しなければならない。

4 第十二条に規定する停止の命令に違反した者は、令に違反した者に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

5 第十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

6 第十五条 次の各号の一に該当する者は、当該寄附募集の期間（そ

の期間が、この法律の施行の日から三月以上にわたるものにあつては三月）内に、政令で定めるところにより、市町村長、都道府県知事又は自治府長官に届出をしなければならない。

7 第十六条 次の各号の一に該当する者は、その要旨を公表しなければならない。

8 第十七条第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（寄附募集の停止等）

第九条 市町村長、都道府県知事又は自治府長官は、その許可又は届出にかかる寄附募集に關し、当該寄附募集の責任者又は当該寄附募集に從事する者がこの法律若しくはこれに基く命令の規定又はこれらに基く行政庁の処分に違反したとき、又は当該寄附募集の責任者に対し、第三条第三項各号の一に該当するに至つたと認められるとき、又は当該寄附募集の責任者に対し、必要な措置をとるべきことを

命じ、又はその寄附募集の停止を命ずることができる。

（罰則）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（経過規定）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（施行規定期間）

</div

用については、なお従前の例によ
る。

8 (自治庁設置法の一部改正)
自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の

よう改正する。

第十条第五号の次に次の二号を
加える。

五の二 寄附募集の規制に関する

る法律（昭和三十三年法律第
号）の施行に関すること。

理
由

寄附募集集により地方公共団体の住民の経済的負担が過重になることのないようにするため、寄附募集の方法を適正にし、その経理を公明ならしめ、もつてその健全化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○北山委員 それでは寄附募集の規制に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

本法案については、去る第二十七臨時国会の提案の際の説明資料をお手元に配付しておりますので、これをそらんいただければ大体おわかりと存じますが、若干敷衍をいたしまして御説明申し上げたいと存じます。

寄付募集について戦後ほとんど野放しの状態でございまして、何らの規定のないままに、諸種の行事、施設、事業のための募集が盛んになって、その中には戸別訪問、一方的な割当等、心理的な強制にわたるものも少くない状況でありまして、特に募集金品の処分がどのようになつたかも公開されなか

いで、寄付の行方が住民にわからぬといふ批判が強いのでござります。寄付負担金等がどのくらいあるのかといふ統計資料はきわめて不完全であります。ですが、文部省の調査、昭和三十一年度地方教育財政の調査、中間報告によりますると、教育関係の寄付金は百七十一億円となつておあり、全国町村委会の調査、昭和三十一年度町村財政調査集計によると、昭和三十年度の住民要約集によると、昭和三十年度の住民税外負担の推計は百四十八億円となつております。公費で支弁すべきものの税外負担は、シャウブ勧告時におきましても約四百億と推計をされておりますが、今日では相当この金額を上回るものがあると存じます。比較的東京都は寄付金の少いところであると聞いていますが、それでも東京都の条例である、金錢物品の寄附募集に関する条例による許可の状況を見ますと、昭和三十一年度二千三百八十九件、二十九億三千九百万円、昭和三十一年度は三十六億円をこえて、都民一人当たり四百五十一円と相なつてゐるのあります。このように寄付募集の盛んに行われるに對して、一部の地方公共団体は自ら的に条例を設けて規制を行なつてゐるのであります。それは資料としてあげておりますが、五つの都府県、十一の市、十八町村等、三十四団体に及んでゐるのであります。

的に行われる寄付を抑圧することなく、寄付者の自主的な意思によって寄付が行われるように留意したことありますて、これがため寄付の強制にわたるような行為を禁止するとともに、街頭募金、ピラ、ボスター、放送等、一般的周知方法だけによるものは許可を要せず、届出だけをやれることとし、個別訪問や割当等の方法をとる場合だけを許可制とし、寄付者の意思を尊重するように配慮したのであります。

第二点は寄付募集について関係住民に公表することにし、許可届出の双方とも市町村長、知事、自治庁長官がそれぞれその報告及び募金の結果も公開するようにしたのであります。

第三点は寄付募集の責任者には募集の際の証票の携帯、関係書類の備付、所定の報告等の義務を課して、募資金

品の目的外処分使用を禁じ、不正、不当を防止したことあります。また関係法令及びこれに基く処分に違反するような場合、許可または届出を受理した市町村長、知事、自治庁長官は必要な措置を要求し、募集停止を命ずることができるようにしたのであります。

構成員中審見のあるも者または学識経験者七名以内を充て、寄付募集の適用が大衆の前で審議されるように考慮しております。

次に本法の適用除外でありますが、第一には国及び地方公共団体の行う寄付募集は適用除外をいたしております。その例は少いと思いますが……。

次には政党、政治団体の政治活動のための資金募集、これは除外いたしております。これは政党としての我田引水

よつて市町村長、知事、自治長官に届出をしたものは本法の許可または届出をしたものとして本法を適用する、こういうことにいたし、また本法が施行とともに地方の条例は効力を失うのであります。が、現に地方公共団体の条

本法案は全体としてわかりやすくで
きておりますので、あとは一読してす
ぐにおわかりになると存じますが、一
例によつて行なつておる寄付募集中
いては、従前の例によるといふ経過規
定を設けております。

面から見れば、微漏的で、はなはだ弱いといふような批判もあるとは存じますが、寄付募集というものを取り締るという形ではなくて、野放しのものを全部許可申請あるいは届出を得ることにして技術的な規制を加える、また募集方法を戸別訪問や割当ではなくて、一般的な周知方法による方向に導い

て、心理的強制の弊を除く、また経理内容を公開し、募集中品の処分等を適正ならしめる等を主眼として作成されたものであります。

提案者としましては、この法案は最低賃金法等にも劣らない重要法案であると考えております。またこの前も申し上げました通り、これは軍人恩給のように財団法人から要請によつたものではないのであります。しかし全国至るところの町や村の中に寄付の横行に対する不平不満が沸騰しておるのをごぞいまして、国会はこれら声なき声を取り上げるといふことも重要な仕事ではないかと信ずるものであります。

これは社会党の提案であります。社会党は批判的党、常に反対ばかりしておる政党であるよういわれております。

ますが、多数与党の政府の提案した法律、条約案の大部が、七、八割くらいはわが党も常に賛成しておるのであります。反面では与党たる自民党は、社会党の提案に賛成したということをほんと聞いたことがないのは、まさに残念でございます。私は、もと本法案が与党の賛同を得て通過成立することができるならば、国民党は提案者たる社会党よりも大政党の権度を示すことができる。国民党に盛んな拍手を送るだろうといふことを聞く信ずるものであります。

以上提案の理由の概要を申し上げまして皆様方の御賛成を得たいと存ずる次第であります。(拍手) ○矢尾委員長 本案の趣旨説明は終りました。本案に対する質疑も次会に譲ることとにいたします。

している。そういうような状態においては、私たちは能率的だ、あるいは合理的だ、こういう美名のものに改革を急ぐということは非常に危険じゃないか、こう思っている。今までの政府といふものは、これは教育行政を考えても、ほかの行政を考えても、よく合理的だ、あるいは能率的に改善するのを急いでいる。御承知の通り、今日までいろいろと教育上の行政問題で大きな波乱を起しております教育委員会制度の問題にしても、都道府県の教育委員会、それから市町村の教育委員会、こういうような民主的な教育運営の基盤をなす、基礎となるところの委員会制度ができた。今日は御承知の通りにそれが公選が廃止されて任命制に変えられた。逐次その委員会の存在といふものはもう不必要なものとなる、こう考えられる部面がたくさん出てきた。委員会というものの存在の意義がなくなつてゐるという状況にあるわけですね。ということは、御承知の通り一方から教育行政のことを考えて、文部省が全国的に教育を支配しようといふ意図があらゆる行政の上に現われてきつつあります。こんなことをいろいろくどく申し上げる必要はありませんけれども、そういうものと比べてみると、どうも合理的にやるとか、あるいは經濟的に考えるとか、能率的に考えるとか、こういうことでせつかくの民主主義の基盤たる諸制度をつぶしていくといふことは、非常に注意しなければならないじゃないかと私たちは思つて、といいましても公安委員会といふようなものが、私は民主制度における大き

な柱となるものだ。こうしてふたに思つてゐるわけですが、そういうような点から考えて参りますと、あるいは民主主義を育てる、民主警察を育していくう。それで今長官のお話でありますけれども、石井長官が警察庁長官として警察行政を担当しておられますときに、あなたは、あなたの人格あるいはお考え方等から、われわれは決してこのよらな中央集権的なものになるとか、そういうふうな形にならうとは思いません。それは長官をわれわれは非常に信頼するわけです。ところがあなたがもしもおやめになつた場合には、今ここでそういうことは考えていないということだが、今度は大きな問題となつてまた変更されるおそろしい状態が出てくるかもしれない。こういうことが心配されるわけです。そういう意味から考えて参りますと、何も今経済的だといって、機関会員等を廃止される必要はないじやないけれども、道警察を直轄に置いた方がいいといふことで、札幌地区の公安委員会等を廃止される必要はないじやないか。もつと突っ込んで考えますと、今度は来年になるか再来年になるかわかりませんが、この次にはこの前、道警察が札幌地区の公安委員会を廃止して直轄にしたところが非常にいい、能率的だ、もつと能率的だ、こういう議論が必ず出てくる。私はそういう点を心配するわけです。長官がおられる合理的だ、もつと能率的だ、こういう間はおそらくそういうことはないと思

のじやなからうか、こういうことを考
えざるを得ないです。そういうことを考
え思つてみますと、何もこの際今まで
通りに方面の公安委員会といふものは
置かれてもさしつかえないのじやない
か。あるいは皆さん方の行政上や非
能率的なところもあるかも知れない
し、経済的にもあるいは十分でないと
ころもあるかもしれないけれども、そ
れくらいのことは忍んで、この方面公
安委員会といふものが民主警察の支柱
となつておるならば、私はこれは從来
通りに置くべきではないか、こういう
ふうに考えるのでありますが、長官は
その点についてどうお考えでございま
すか。

さらに突っ込んで申し上げますなら
は、将来他の方面の公安委員会を廃止
することは絶対にないのだ、こういうう
お考えが不動なものであるかどうか、
そういうう点を一つお聞きさせおき願い
たい。

○石井(樂)政府委員　北海道は北海道
という一つの自治体の単位でございま
す。現在の都道府県警察が、たびたび
申し上げておりますように、都道府県
の自治体警察である。ただ警察事務の
性格上一部国家的性格の仕事を持つて
おる関係上、純粹の自治体警察として
人事的にも、あるいは予算的にも一切
地方でまかなわれておる建前にはなつ
ていないで、やはり最小限度の中央の
制約がここにつけられておるというの
にすぎないのでございます。北海道全
体が一つの自治体単位であり、北海道
警察というのは、他の都府県と全く同
じ性格のものなのでございますが、た
だ御承知のように北海道は広い地域で

ござりますので、便宜上これを從来日本警察時代から五方面に分ちまして、五つの方面本部を置きました。それぞれを統括区域をきめて警察事務をやつしてきただといらことに相なつておるのでござります。二十九年の制度改正の際に、本来ならば五方面のうち北海道警察本部の所在する札幌方面本部は廃止して、他の四方面だけを残すというのが適当であったという考え方もあつたのでござりますが、當時御承知のように従来の五方面に分れておりますいきまつた、その五方面内のそれぞれの自治体警察と旧国警の部面との統合という、その統合の事務等の関係上、便宜上従来の五つの方面をそのまま残したといふべきになつておるのでござりますして、先ほど申しました通り、二十一年以来今日までの三年有半の実際運営の経験に従いまして、他の四方面はございませんが、それを存在の意義が十分ありますから札幌方面に関する限り、むろん存在の意義はあります。能率的にこれを運営するという見地から考えます場合に、これを道本部が直接指揮監督するに、これと並んで運営の全きを期し組み立つことが十分運営の節約がでるのみならず、札幌方面本部を廃止することによって人員の相当の節約ができるわけでございまして、それを人昌の不足を感じておりますこの際、もつと効率的に他の方に転用することが北海道警察全体の運営上大きなプラスになる、かように考へる次第でございます。

北海道の特殊事情に基きましてこうした方面本部が置かれておる事情を考えますならば、この姿で将来も行くべきものである、かように考へるのであります。他の府県におきましては、御承知の通りそれぞれの府県警察本部が直ちに県内の各警察署を直接掌握しておるわけでございます。北海道におきましても、他の府県と同様に、方面本部といふような中間的な本部を置かないでござりますが、先ほどから申します通り、北海道の地域のきわめて広大であることからがんがみまして、道民の方々を掌握しても差しつかえないわけでござりますが、先ほどから申します通り、北海道警察本部が直接道内の各警察署を運営しておる、こういう実情になつておるのでございます。

強い認識でなくして、何かしらんこの前の警察改正等のいろいろの複雑ないきさつ等から、実は道一本でやつてもよかつたのだけれども、そうやつたのだというようなお考ふも、警察当局にはまつわりついているのじやないか、こういうような疑問さえ出て参ります。ほんとうに北海道が面積が広くて警察行政をやつしていく上において、あるいは民主警察の浸透をはかるために考えるならば、この五方面的公安委員会が必要だということありますならば、面積も大きいことありますし、またあののような地勢、産業上の構造を持つておりますから、やはりこの方面公安委員会はそのまま存置されても一向差しつかえないのでないか。ただ道警察の足元にあるからというような理由で、その方が合理的だ、能率的だというような、ただそれだけの理由で札幌の方面公安委員会を廃止される必要はないのじやないか。かえつて札幌地区の警察行政は札幌の方面公安委員会によつて運営せられ、道警察は道全体のいろいろの大きな立場から警察行政の円滑を期する、こういうような考え方方がよくはないか、こういう考え方が出てくるわけです。大へんくどくなりますけれども、おそらく残つた四つの方面公安委員会といふものは、いろいろ警察の仕事がうまく行くとか、あらゐは複雑になつてくるとかいうことになりますと、何かしらん長官は今否定はされておりますけれども、あとでこの四つの方面公安委員会といふのを廃止され、やはり民衆の意思を代表する形でなくて、北海道自治体警察といふものの名において北海道全体の警察がここに一本化される、集中される

いろいろな形になるのじやないかと
いうことがさらに心配になつてくるわ
けですが、その辺のこところをもう少し
お聞かせおき願いたい。

○石井(第)政府委員 現在の公安委員
会制度が新しい警察の民主的運営の保
障のためのきわめて重要な使命を持っ
ておりますことは、申すまでもないと
ころでございます。公安委員会の管理
のもとに警察が民主的に運営されてお
ることの姿は、きわめて重視しなければ
ならぬことであります。今回提案の、
北海道の道警察本部の所在する札幌市
面本部を廃止することに伴いまして、
札幌の方面公安委員会は必要がなくな
るということにすぎないのでございま
して、私ども札幌方面の公安委員会を
廃止することをまず考えて、そのため
に、廃止すればその下の管理に属する
札幌方面本部が要らなくなるから廃止
するのではなくして、むしろ逆でござ
いまして、先ほど申し上げます通
り、札幌方面本部を廃止することによ
りまして道本部がこの地域を直接掌握
し、それによつて生ずる人員の節約等
を他の方面に有効に活用しようといふ
ことを考へているにすぎないのでござ
いまして、他の四つの方面の公安委員
会は、これは道民の利便等から考へま
して、どうしても置いておかなければ
ならぬという必要を痛切に感じておる
のでございまして、今後ともこの四つ
の方面的公安委員会をどうこうしるよ
うようなことは毛頭考へておりませ
んので、御安心を願いたいと存じま
す。

れども、この警察の経費は大きくて分けて、国庫が全額を負担する、直接支弁をする経費と、国庫から都道府県に補助金として支出される経費、都道府県自体が負担する経費、こういう三本立てになつてゐるようであります。私は犯罪捜査とか、そういうような問題は第二番目に申し上げました都道府県負担に対するして國庫から補助するというような経費になるのじやないかと思うのです。それから警察官のいわゆる超勤手当であるとか、あるいは報償金というものがあるようであります。そういうものはこれは都道府県の直接負担になつて、いるということであります。それについて私たちはかねて第一線で非常に苦労をしております警察官諸君の待遇問題については、これは与野党を問はずたびたび質問にも出ておりますように、大きな関心とその待遇の改善をされることを常に考えて來ているわけであります。末端の第一線の警察官の人たちは、ほんとうに薄い手当で日夜苦労をしております。ところがこの搜査費あるいは報償金といわれるようなものが、県のいろいろの支出の状態を聞いてみますと、すつきりしないところがあります。私は、こういうところに警察費の非常にまちい、あるいは不当なと言つていいぐらいな使い方がありはしないかと常日ごろ思つておるわけであります。今ある県の——ちょうど県の決算がいろいろ行われておりますけれども、そこでも問題になつております。ということは、一例を申上げますと、そういうことはないとは思いますが、実は捜査費等につきまして各末端の警察署にやはり予算の範囲内において適正に配付されなければ

ればならぬと思うのですが、ただ地方の警察署長の判断だけもらって、書類上は整つておりますけれども、それがどこで結局判こだけもつて、それが地方本部の警察で大部分は使われる。あるいは報償金というのがあるそうです。あるいは、こういふようなものにつけても結局判こだけもつて、それが末端の警察に、あるいは警察官の諸君方に適正に配付され、支給される、こういふようなことが正しく行われていいな、そういうようなことなどをよく聞くのですが、おそらく長官はこういふことは知らない、そういうことはないかと思ひますけれども、私たちはそういう点についても、警察費の正しい使い方に非常に疑問な点があるということを聞いておるわけなんです。これはよほど注意をしていただきなければならぬと思うのですが、それらの搜査費とかあるいは報償金といわれるようなものがどういう形で支出されて、実際はどういうふうにして支給されるものであるか、これを一つお聞かせ願いたい。でなければ、今長官が経費の節減とかなんとかいうことを言われましたけれども、ただ人員の配置がえをしましたとかいうようなことだけでは私は問題は解決しないのじゃないか、こういふような考え方をするわけです。その点について一つ長官のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

は御承知の通りであります。いずれ費目に属するものであります。よそ警察の予算が警察行政運営のために適正に使用されなければならぬことは申すまでもないことでございまして、ただいま御示例になりました搜査に要する費用等が末端に十分必要なだけ分配されないで、都道府県本部にてした使用がなされておるといふよりも、これがもとよりとするならば、これには重大な問題で、あくまで警察運営の実態に即して警察予算が最も有効適切に使用されなければならぬことは申すまでもないところでございます。
う点につきましては、私ども十分都道府県の実情をよく見きわめまして、必ずし適正でないものがあるとするならば、十分これを是正するよう指導して参りたい、かように考えております。

のは、私の記憶によりますと、昭和二十九年度、警察官は警察法の施行に伴つて、向う三ヵ年間で相当程度の整理を計画されておつたようであります。が、二十九年度、三十年度には約三千五百名、あるいは四千名程度の一応の整理ができたことになつておりますけれども、三十一年度からはこれがストップになつておる、これはもうその通りだと思います。今度保安局の設置に伴つて、本庁の人的構成、あるいは増員計画といふやうなものがどのようになるか、また北海道では道警察が札幌地区を直轄する、こういうことになると、どちらば、どれくらいの人員が浮いてくるのか、その辺のところを少しお聞かせおき願いたいと思います。

○川村(難)委員 これまで終りますが、北九州の警察、いわゆる警備力が非常に不足である、何とか考えてもらいたいということは、たびたび警察庁の吉田監察官の定員整理が実現を見たのでございますが、第三年度、すなわち昭和二年度におきましては、約束通りの警察官の定員整理するという建前で出発をいたしましたのでござりますから、初年度及び第二年度にございましたように、制度改正に伴つて大幅な警察官の定員整理するという建前で出発をいたしましたが、今正確な数字を私記憶いたしておませんが、おそらく百名くらいの数字が他に転用できるのではないかといふふうに考えております。

化によりまして、整理をするよりも、新たに増員が必要としなければならない面が多々生じて参りました関上、現在整理を一応取りやめるといふことで、三十一年度暫定措置がとらわれ三十二年度に入りまして、その情勢何ら緩和されなくて、むしろさらに、たとえば交通事故の激増等に従事しても交通取締りの警察官をもつと増すべきではないかといふような声がりますます強くなつて、またその必要がそろ増えされました関係上、ここに「十九年制度改正に伴う警察官の行政管理」というものは将来に向つてもこれを行わないということに相なつたのでございまして、現在の都道府県警察の官員といふものは、ここに一応安定を目的とした定員といふことに相なつておるございますが、先ほど申します通り、この定員をもつてしては、各府県の警察のいろいろな取締り対象等も増加していくことを痛感いたしております。府県の実情によりまして程度の差はあります、いずれもひとしく警察官の増員を要望いたしておりますので、将来はこの問題については十分に検討を加えまして、その方向に考えて参りたいと思つております。さあ次に二十三年度におきましては、従来のいきさつとござりますので、第一線の警察官の増員といふことは一応考えなかつたのですが、いざれもひとしく警察官の充実を他の面に方途を求めて、警察の機械化、近代化と申しますか、わゆるパトロール・カー等の飛躍的増加によりまして、警察力の足らざる占

という今日、やはり警察は警察本来の姿に帰っていくことになれば、この際もう私は抜本的に改正する時期である、こう思うのですよ。そういう意味から申し上げているのです。十分研究してもらいたい。

○矢尾委員長 次に地方財政に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 この席には優秀な公務次官が見えておられ、また能吏の局長等もお見えになつておられるわけでありますけれども、木材引取税についてお尋ねしたいわけであります。これらにますけれども、木材引取税についてお尋ねになつておられるわけであります。これに伺つておかなければならないと思うのであります。それで大臣がこちらにお見えになる時間がどのくらいかかるのか、その時間関係を公務次官から御答弁願いたい。

○中島政府委員 ただいま大臣は他の委員会に出席をいたしておりますので、今連絡をとらしておられます。周もなくこちらに見えます。

○永井委員 大臣がお見えになるようありますから、それじゃお見えになつてから質問をいたしたいわけであります。

その前に二、三お尋ねをしたいと思ひますが、自転車荷車税等が廃止になつて、たばこ消費税でこれが補いをつける、こういうことになつているわ荷車税の廃止とは必ずしも正比例をしない。各地にそういうアンバランスが出ているわけであります。そういう

関係はどういうふうに調整せられる考

えでありますか、伺つておきたい。

○中島政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、地方に交付税制度がござりますので、交付税によって調整をはかっていきたいと考えております。

○永井委員 そうしますと、各市町村別に検討して、現在の自転車荷車税の廃止によって財源に穴があかないよう

に交付税でなんばんとする、こういう措置が講じられるわけですか。

○奥野政府委員 御承知のように地方交付税の交付を受けておりますようないま基準財政収入額が減額して計算されるとことになりますので、自動的に交付税が増額されるという仕組みになっているわけであります。

○永井委員 それじゃ大臣お急ぎのようではありますから、木材引取税についてお尋ねをいたしたいと思います。自治体では大臣の手元で木材引取税の標準税率を引き下げようとする作業が進められている、こういうふうに承わつておるわけであります。現在それがどのような状況にありますか、詳しく伺いたい。

○奥野政府委員 木材引取税の問題については、従来から奥野党を通じましていろいろと問題を指摘されて参つたのでござります。そういうふうな状況にかんがみまして、昨年は税率つきましては、従来から奥野党を通じてお尋ねをいたしました。その問題はなかなか一挙にいかぬ。むづかしいが、これはどうしても民有林に

ありますから、それから御承知の通りでありますから、それじゃお見えになつてから質問をいたしたいわけであります。

その前に二、三お尋ねをしたいと思ひますが、自転車荷車税等が廃止になつて、たばこ消費税でこれが補いをつける、こういうことになつているわ

荷車税の廃止とは必ずしも正比例をしない。各地にそういうアンバランスが出ているわけであります。そういう

さらに現在程度の税額の徴収を目指して思つて切つて徴税の合理化をはかつたらどうだ、こういうようなところから標準税率、現在の4%を2%に引き下げるのだと、こういう御答弁であります。最終的に確定いたしたわけではございませんが、大体そういう方向で検討いたしておるわけであります。

○永井委員 これは大臣から御答弁願いたい。その標準税率を2%に引き下げる場合における各市町村における財政に及ぼす影響についてどのような基礎資料に基いて、どのような判断に基づいて引き下げることが税の合理化になると、あるいは市町村財政の合理化になると、どちら結論がお出になつたのか、そ

れども、価格の点でまた右当りといふ点で、どうも正確な捕捉ができるおりません。こうした点につきましては、一方におきまして負担の均衡を十分得ますように、また民有林については町村の当局が努力をされてもどうも捕捉がつくった、こうした点は、もつと率直に申しまして、林野当局が努力をしてくれなければ相ならぬ。こうした

ことは、もう永井さんよく御承知の通り、素材価格が今日はかなり重要な財源として町村でもいろいろ調べておられ、努力しておられることもよく承知いたしております。ただ素材価格の点等につきましては、二十九年の素材価格が今日かなりに上つてきておる点もございますから、それから

ござります。また率直に申しまして特別徴収義務者の協力の点も、最近自治府の当局と林野庁の当局との間によく意見の交換をいたしまして、そうして特別徴収義務者の協力も十分得られる態勢をこしらえております。いろいろの点を合理化いたしまして、そして町の財政には支障のないようになっておられます。その点はいかがであります。

○都国務大臣 私申し上げましたのは、この木材引取税自体といつてしまつて、そうして実際町村がやつておられる町村として精一ぱいやっておられる

かしいが、これはどうしても民有林に

ついても是正して参らなければ相ならぬ。こうした方々からいろいろの是正

けでございますが、なお問題が十分に解決に至りませず、いろいろとこれに

ては政府委員の方から申し上げることにいたします。

○都国務大臣 大臣は徴税及び市町村財政の合理化の立場からこの税率を引き下げるのだと、こういう御答弁であります。そこで合理化とは何かといふことを明確になりません。そこでどうい

うとおもつておるのか、重ねて伺いたい。

○都国務大臣 従前によつております場合も、従量によつております場合

後に現われた事象について、事後的に善後策的に考えようといふのか、引き下された場合における、あるいは現在実

施されておる実態調査の上に立つて、このようにしてもこのようになるの

だ、これがこの合理化の全体なんだ、こういう総合的な判断の上に立つて一つの結論が出た。私は今までの御答弁されておるかを大臣から伺いたい。

○都国務大臣 木材引取税につきまし

てお尋ねをいたしたいと思います。自治

が合いましたので、そういう点から十分これまでやり方についての歩調

が合いましたので、そういう点から十分これらの価格の点でも、また従量によつて参りますやり方にについての歩調

化、こういうふうに理解してよろしいでしようか。

○都国務大臣 今私は、木材引取税について合理化をいたし、さらに非常に広い、幾つもある町村につきましてのそれぞれの財政についてよく考えてみたいと思つております。

○永井委員 考えてみたいといふことでは、引き下げるのとを決定して、その後に現われた事象について、事後的に善後策的に考えようといふのか、引き下された場合における、あるいは現在実施されておる実態調査の上に立つて、このようにしてもこのようになるの

だ、これがこの合理化の全体なんだ、こういう総合的な判断の上に立つて一つの結論が出た。私は今までの御答弁でこういうふうに承わつたところが、その事後の問題は引き下げるのとをきめながら現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

えてから現われたらそれについて考

がまだまだだましい状態にあります。これが財政、税制全部を通じて一考え方をいたさなければならぬ問題が残つておると思います。そらした意味合いで、私たちよつと言葉が足りませんでしたが、申し上げたことが何か事後的といふ御印象になつたかと思いますが、私は税制、財政を通じて広く考へる問題が残つておると思います。しかし木材引取税そのものとしては合理化と申しますか、あらゆる手だてを講じまして、そらして町村財政に支障のないようないいこと、それが一つの大きい主眼で考へておるのであります。

○永井委員 税制の合理化、あるいは市町村財政の合理化という一つの旗じるしを掲げる以上は、総合税制の上から判断が下されなければならない。ところが総合税制の立場における検討は何らなされないで、ただ木材引取税の税率を引き下げる以上は、総合税制の実行するためにはいろいろ旗じるしを掲げておるようである。それから引き下げたらその結果どうなるかといふ実態調査については調査もろくにしないで、そうして現われたら抽象的に影響のないように処置をしよう、こういふ程度の構想にすぎないよう考へるわけですが、木材引取税を合理化するためには、少くとも総合財政の上からの所見を確立されなければいけないと思うのか。合理化の性格なり何なりにつき、総合税制の立場において木引税の合理化といふものを取り上げておられたいともつと明確に示されないと、言葉だけあつて内容がないように私は了承いたします。もつと地方税制の、税の

総合税制の上に立つてどういう判断が下されたのか、その基礎を明確にしていただきないと、これからお尋ねをしていく上について非常に支障になります。この際これらの方を明確に承わっておきたいと思います。

○郡務大臣 これはよく御承知のことだと思いますが、基礎資料についての負担の均衡がとれておるやいなやについての問題の点、また納税者と徴税者との間にかなりあつれきのある全部とは申しませんが、町村もある。こうしたことと、近時相当税收入は上りて参りましたが、これはごく近ごろのことでありまして価格の面にして、従量の面にしても、さうに納税者と徴税者とのあつれきを防止いたしましたために、実際のそれに当つておる特別徴取義務者のやり方というようなことをどうしても直して参らなければいかぬ。また直して参るならば、率引き下げてもやつていける、こうした判断のもとに立ちまして、そうして十分——これはこの年度を通じましてもいろいろと問題がありましたので、税務局で十分調査をいたしておりますから、それでは税務局長から申し上げることにいたします。

をしないということになりますと、生じております問題は永久に解決ができないということになりますので、やはり相互勘案した結果思い切った改措置をとるべきだ、こういうことになつたわけであります。その結果個の市町村においてお困りの問題が起て参りますので、そういう場合は、從つてから制度改正の結果起つております位置を、地方交付税の配分その他運営五機において考慮して参りましたと同じく、できる限りその団体に不測の攻撃を与えないような措置を講じて参らなければならぬ、そういうことは考へているわけでありますと同時に、木材引取措置をとりながら、やはり木材引取全般に起つております問題の解決をばかりたい、かよくな考え方をとつておるわけでござります。

いい。これは運用の上において十分果せるというならば、この法律の税を引き下げるというような措置をしておきながら、この中において十分そういう指導なり何ながができるじゃありますか。最高百分の五まではそれ、一分の一が標準だ。こういうことはあっても、この中において十分そういう以下ならば幾らでも運用の面においてできるのであります。でありますから大臣の言う素材が上っているからいい税率でもいいというならば、この規制をそのままに置いておいて、運用で幾らでもできるものであって、税制のものの合理化ということには何ら関係ない問題です。それをなぜ合理化いうことではなくて、運用の上において、適正を期するというような方向にから文句があるんだからそれを調整するんだといって、法律改正まで態度を決定しなければならないような重大な問題がどこにあるんですか。その法律改正をしなければならぬという根拠を一つ承りたい。運用でできないといふそういう根拠があるならそれを示していただきたい。

率にない税に比べますと、特別徴収義務者のありますだけに、市町村の当局が労されているところが非常に多い。うした点から特別徴収義務者がほんとうに市町村の当局のような徴税者の度でやつてくれることが望ましい。うしてその折衝を重ねて参りました。一応の結論を得まして、これならやつていけもしますし、ことに従量税を行なっている市町村が相当多い。うしたところでは指示価格を引き上げることによって収入が確保できる。うした見通しがつきましたので、今の措置を講じたのでありますて、私もの立場はどこまでも市町村の立場こうしたところから考えて参りまして、このたびの改正措置をとった次でござります。

の改正に對して反対しておつた。それが途中から市町村の財政のために、あるいは市町村の立場に立つてと言ひ、そういう大きな口はあまりきかない方がよろしい。それから第三者を通して税金を徴収するといふか、いろいろやり方がい健全いと、いわならば、遊説税だつて入湯税だつて、入湯税だつてみんなそうじやないですか。それから地域的な差があると言ふ。地域的な差があるのはこの税の建前です。それは最初からわかつてゐる。普遍的な税でないことはわかっている。交付税にいたしましても、入湯税にいたしましても、木材引取税にいたしましても、これはそれぞれの市町村の実情に即した一たとえば入湯税ですと、温泉だけはあるが、ほかの住民は少いという関係、交付税だと石炭山なり鉱山だけあって、ほかの住民は少いという関係、そうして税の対象になる財源がないといふこと、そういうことを勘案して、今日の税制といふものは、よかれあしかれ一應体系を整えた一つの総合税制の中できめられた税であります。もし町村別に差異があつていけないといふなら、こんな税金はやめたらしい。根本的に廢止するといふ立場において税制全体を操作されたらしい。そういうことでなしに運用の面の合理化という、そんなことでどうして市町村の立場に立つてどううとういうことが言えますか。たとえば北海道の場合上川などは木材引取税を、三十二年度の実績で申しますと、六千四百八十何万円というものをとつておきます。これだけが部分的にばかくと穴があくのです。そのほかにいたしまし

ても何千万円というところがずっとあります。そういうところはどちらかといえど、山林だけあって少いところです。唯一の町村別に差異があるのは、この金の最初からの性格なんですね。そこでならししようとも自治厅は考え方をおられるのですか。これを承わってきたいと思います。

○都国務大臣 なるほど特別徴収義務者を置いてある税は幾つもござります。しかし一体この税のように指定期格といふものの抑え方が、これを完全にその特別徴収義務者の力を發揮させずに、また特別徴収義務者の御によらずに正確に把握しようといふことは、おそらく市町村当局としては非常に困難な徴収費も使わなければならぬし、それはできないことですありますので、正確な指定期格をはるかに市町村当局のためにとる側にならぬし、それはできないと思います。その運用をつけて参ることに相なりますば、先ほど申しましたようにかなりの徴収額が引き上げられる。今までも措置を講ぜずに率を引き上げるのではなくて、先ほど申申しましたようにかなりいろいろな措置を講じ、また農林省、治庁間の申し合せの趣旨を完全に尺度は履行いたさせますから、そういう

とあります。全国的な差があるのが当然であります。一方では縮まつて参り、そして一つの税として全国を通じての税として適切な態勢をとれる方がより望ましい、こういう考え方でございます。御指摘の点は町村の幾つかの問題というところになりますれば、これは政府委員の方から答弁されることにいたします。

○永井委員 政府委員はあとからお答え願います。現在長官の考えていらるようなそういう措置は税率を引き下げるという措置以外にできないわけですか、税率を引き下げなければ林野庁側は現行法では協力できないというのですか。現行法の中でもそういうことが運営の面で自治庁の指導なりあるいは林野庁との話し合いなり、そういうことはできないんだ、なければそういうことはできないんだ、そういうことを林野庁から言つてきているのですか。

○郡国務大臣 そうじゃございませんで、順序が逆でございまして、こういふ措置を講じなければ相ならぬ、今までの模様で木引税の税収入といふのがどうも予定より上つておらなかつた、ようやく予算に近いものを累年上げ得るようになつてきました。しかし今申しますしたようないいろいろな点を解決しなければならない、そして解決いたすとすれば税率を引き下げるのも地方財政がまかない得るという見込みがつきましたので、そのような措置をとりまして、そうして税率を引き下げていくという段取りに運んだ次第であります。

○永井委員 協力、協力と言いますけれども、北海道の場合は現在十分林

野庁の協力のもとに、あなたの方にせん
計があるでしようが、そのような税軽化
といふものを確保し、そうして実績を
上げております。本州の方面でそろ
う財源を確保し、あるいは徵稅を実現す
しないということは、それだけそのま
町村に財源上の余力があるのでして
う。あるいは余力なしにそり、いうと
とができるでないとすれば、その收
村における木材業者といふボスの圧力
に屈して執行者がそれを執行しないと
いうことでしょう。そういうことこそ
うものを確保するように指導すればよ
ろしいのであって、だからといってこ
の税率引き下げという逆な方向をとる
ということは、不正なものあるいは不
当なものに協力する態度である。そよ
う態度を示すことが自治庁の市町村
に対する指導の態度であるといふなら
ば、これは私は何とか言わんやです。
別な角度から自治庁といふものの行政
についてわれわれは断固批判しなければ
いけない。しかし現在の操作の中で
十分にとれないところがあるから、そ
れで実情に合せるよう引き下げるん
だ、不当なことを実施しておるものか
合法化するんだ、こういう態度はいか
がでありますよ。長官のそういうも
のに対する態度を承わりたいと思つ
〇都国務大臣　お言葉ではあります
が、このたびの地方財政についてとり
ました措置を全般的にごらん下さいま
すならば、地方団体特に市町村といふ
ものについて現在の政府としてはでき
得る限り強い手当をいたそ、ことに
いろいろな論点はござりますけれど
も、市町村が基礎的な地方団体であ
る、これに対しても力をできるだけつ
る、

けよう、徴稅費のかかる税は徴稅費のかからない税に転換していく、あらゆる方途をとつておるのでありますし、また一つ一つの税につきましても、自治厅また私自身は絶対に市町村の立場においてものを考えておるつもりでございます。従いまして十分な価格をとつておられると町村自身お考えになることについて私は異論を申すものではございません。しかしながら素材価格等につきまして果して適正にとつておるであるらか、まだおれるのじやないかといふ点は、私どもの聞いておる範圍におきましてはかなりにあるのであります。私はどこまでも市町村の財政といふものの立場からものをお考へて参つておるつもりでありますし、このたびの激変といふようなことにつきましては十分そういうことがないよう、またその措置についても考へをいたしておりますつもりでございます。

つかるし、そのときにおける木材価格というものは正確につかめるし、その中において現在のよくな徴税がスムーズに運んでおるのです。問題は本州の方のとらないところに問題があるので、とらないところをもつとここまでとれということをどうして運営の中で指示できないのか。それから今年の予算の中で、地方財政の関係を十分に考慮しておると言いますが、税全体から申し上げまして、一体市町村における独立財源といふものが何割になりますか、ずっと戦前の状況と戦後の状況等から比べてみて、市町村民税その他の独立税関係のものがどのような比率で高まつております。国民の収益に対する市町村の独立財源の負担率といふものは上つておらないのです。その財源もないのです。それを自転車荷車税ははずす、あるいは木材引取税は税率を引き下げる、こういふうに独立自治体の自主的な税といふものはどんどん削つていって、交付金、交付税で調整し、中央集権によつて地方自治体を操作しよう、財源の上で押しこまう、こういうふうな方向に行くことが自治長官としての自治行政のあり方である、あるいは市町村のことを考えてやるやり方である、こういふのならばこれは意見が違つからんなりますが、少くとも市町村の自治行政を振興するという立場に立つならば、もう少しどんどん独立財源を与えて、それぞれの地区における実情に即した市町村行政を自主的にやらんではないかと思うのです。そういうことはこの予算の中ではちつとも示

されておりません。新たな方向に私は動弁をわざらわしたいと思います。それから市町村別に非常なへこみ方をするわけです。たとえば北海道の上川支厅管内の占冠という村、これは財政規模が三千百万円、交付税が六百万円、税収が二千五百万円であります。この税収のうちの二千万円といふものが木引税、これは全くの山村で、木材以外に税の対象になるものがないよくなところです。そしてこれほどたくさん木材を浩材あるいは搬出するということは、これはただぼろもうけをするのではなくて、橋梁なり道路なり木材輸送のために町村道というものが非常に破壊される、こういう特殊な財源でも裏づけにならなければ、こういう山村といふものはやつていけないのであります。そういうようなことも十分お考えになつておるのかどうか、町村別に大きな何千万という穴があく部分については、それに付随したところの措置が税制上今回の中の調整によって十分裏づけられる、現在の町村財政で本引税のへこみ分を裏づけるといふ措置が考えられているならば、どういふふうにしてそれをなさるというのか、具体的に数字を示して御説明を願いたい。

違っていると言わなければなりません。それから今の体系から申しまして、たゞこの消費税といふものは決して交付金ではございませんで、いい種類の地方税だと私は思います。それから市町村の方が御承知のように府県よりも主財源の割合がずっと高くなつております。交付税の税率もこのたび上げてあります。こうした場合により根本の問題に入りましたとして、地方税の税収は国税に比べて貧弱である、これは言えることあります。こうしたものについては私はぜひ引き続いてほんとうに取り上げて考えてみたいと思つております。しかし現在の状況におきましては、独立税それから交付税といふようなものの割合、これも私考えてみたいとは思つておりますが、交付税といふものによりまして、すべての団体について激変の緩和措置は、交付税特に特別交付税の形において満たして参りたい、また激変の緩和措置をとらなければ、これは自治庁として責任を果し難いとことにならぬのでありますから、それらの措置については十分尽して参りたいと思いますし、またいろいろな数字につきましては、事務の方から申し上げた方がよろしいと思いますから、私はその点は申し上げずにおきます。

見て望ましいと考えておるかどうか、これが一点。それから部分的ではあるが、もともとこの税金が部分的なものですから、市町村財政を破綻させるのを防ぐためには、市町村財政を確実に起つておる。その面については、具体的に現在程度以下に財政収入を下げるないように措置するという、そういう確約ができるのかどうか、これが一点。それからこの事柄がこの税の問題については木材業者が利害の当事者である。木材業者が非常に運動を続けておるのであって、市町村民及び市町村長関係は、これにずっと反対をして続けておる、その実情を御存じであるのかどうか。それからその実情を知りながらどういううまい措置をするということは、自治庁が、あなたの行政区にある市町村民の福祉を犠牲にして、そして少數業者の利益と圧力を屈した、こういうふうに理解せざるを得ないのであります。が、その点についてどう考えるか。この三点について一応締めくくりの答弁をわづらわしいと思ひます。

もは三千八百の市町村と、いふるを、象にいつも考えております。そうして今の窮屈な地方の財政、税制の範囲の中で、それによりまして負担が激増したり、また財政が成り立たないようなものを出しませんためには、十分責任をもつてその措置を講じて参ります。また第三のお尋ねの点でありますするが、私どもはもっぱら自治体が健全に発達することを考えております。これについての運動めいたことはいさぎもなく念頭に置いておりません。またそうしたお話を聞いたこともございませんし、また私の部下等もそうしたものを取り上げるというようなことは全然なく、地方財政、地方行政全体の健全化ということのみを考えております。また私どもの足りない点はいろいろとお教えをいただきて、これからさらにその方向に努力をして参りたいと思います。

○都國務大臣 私は自転車税、荷車税を廃止し、たしまして之と並行的の自主

○矢尾委員長 ちよつと永井君にお詣
りしますが、郡国務大臣に對してほか

財源を奪うという論がありますが、自転車税、荷車税、などものは徴稅費がかかる。府県の持つております車税に比べまして、町村の方がいかにも徴稅費がかかる。何べんもサンブル調査を

いずれまた機会がありましたら詳しく述べたいと思いますが、最後に、

「名答弁」と呼ぶ者あり

11

二三九

だけでどんなことを書いたても、その事

かなり地方は
これらにつけて

う実情も知らないのですか。知らないでひたすら象牙の塔にこもって、世の

和の措置につき
講じます。私ど

といふものがある以上は、自分の主觀的な考え方があつて、どうかといふこと

について話し合いをして反省する、こういう機会を持とうとする態度すらないのですか。ひたすら象牙の塔に閉じこもつてお祈りする、こういう爾光尊的な態度で断行するお考えですか。

○鶴国務大臣 少しお言葉が過ぎやしないかと思います。私が申しましたのは、いろいろな運動がありにあつても、それにいさざかも影響されておらないということを申したのであります。もし私は爾光尊的な態度がありますならば、それは御指摘を願いたい。私はそれがについて反省をいたすものであります。しかしながら、私はいろいろな運動がありましても、部下を成めておりますところは、また私自身も戒めておりますところは、そうしたものに一切影響を受けずに、もしありといたしまずならば市町村の声にはこまかいところまで、これは私どもの職責として耳を傾けてしておる、その態度のつもりであります。しかしながら、まだどこかによろしくない点がありましたら、どうか御指摘を願いたいと思います。私どもは十分反省をいたして善処して参りたいと思います。

○矢尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十三年一月二十一日印刷

昭和三十三年一月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局